

市民農園に関する情報公開要領

(趣旨)

第1条 この要領は、和歌山県農林水産部果樹園芸課（以下、「果樹園芸課」という。）が、県内の市民農園に関する情報を広く発信し、その利用拡大を図るため、果樹園芸課ホームページ（以下、「ホームページ」という。）への情報掲載に関して必要な事項を定める。

(掲載対象となる情報)

第2条 ホームページに掲載すべき情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市民農園の名称
- (2) 市民農園の所在地およびアクセス方法
- (3) 駐車場の有無（有の場合、駐車可能台数）
- (4) 一区画あたりの広さおよび総区画数
- (5) 一区画あたりの年間利用料
- (6) 利用期間
- (7) 利用対象者
- (8) 募集時期および募集方法
- (9) 主な付帯施設、設備
- (10) 問合せ先の名称、電話番号
- (11) PRコメント
- (12) PR用写真3枚まで
- (13) FAX 番号、メールアドレス、ホームページアドレス（任意）

(掲載の申出)

第3条 ホームページに情報掲載を希望する開設者（以下、「申出者」という。）は、申出書（別記第1号様式）および関係書類（別記第2号様式）を作成し、果樹園芸課に提出するものとする。

(申出書の受理)

第4条 申出書を提出できる市民農園の要件は、次のとおりとする。

- (1) 特定農地貸付法、都市農地貸借法若しくは市民農園整備促進法に基づき開設されたもの又は農園利用方式で開設されたものであること。
- (2) 開設者本人からの申し出であること。
- (3) 申出時点で募集区画が存在するか、募集時期を明確にできること。

2 果樹園芸課は、前条に定める申出書の提出があったときは、内容を審査するとともに、前項に該当すると認めた場合は、申出書を受理するものとする。

3 果樹園芸課は、申し出のあった市民農園に関して、必要に応じて調査を行うことができる。

(情報の公開)

第5条 果樹園芸課は、申出書を受理した場合は、それらの情報をホームページへ掲載するものとする。ただし、公開する情報は必要に応じて果樹園芸課が制限できる。

(情報の変更)

第6条 申出者は、掲載情報に変更等が生じた場合は、速やかに、変更申出書（別記第3号様式）および関係書類（別記第2号様式）を作成し、果樹園芸課に提出するものとする。

2 果樹園芸課は、前項の変更申出書を受理した場合は、ホームページへの掲載事項を変更するものとする。

(掲載の中止)

第7条 申出者は、情報の掲載を中止したい場合は、果樹園芸課に中止届（別記第4号様式）を提出するものとする。

2 果樹園芸課は、前項の中止届を受理した場合は、ホームページへの掲載事項を削除するものとする。

(申出者の責務)

第8条 申出者は、公開した情報に関する問い合わせがあった場合は、善良なる対応に努めるものとする。

2 申出者は、公開した情報に関する苦情や問題等が生じた場合、申出者自らが改善措置を講ずるとともに、果樹園芸課に速やかに報告するものとする。

3 掲載内容について、果樹園芸課に苦情や問い合わせがあった場合は、申出者が対処するものとする。

(収集情報の安全確保)

第9条 果樹園芸課は、第3条の規定に基づき申出者から提供のあった情報は、個人情報の漏えいの防止、その他個人情報の適切な管理に努めるとともに、目的外には利用しないものとする。

(情報公開の取消し)

第10条 果樹園芸課は、次に掲げる場合、情報の公開を取り消すことができる。

- (1) 当該市民農園が閉園した場合
- (2) 申出者が第3条に基づき申し出た内容に虚偽があった場合
- (3) 第8条に規定する申出者の責務を果たしていない場合

(提出書類の経由)

第11条 この要領に基づき果樹園芸課に提出する書類は、市民農園が所在する住所を所管

する市町村及び振興局を経由して提出するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、本取組に必要な事項については別に定めることができる。

附則

この要領は、平成31年4月18日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年9月19日から施行する。